

PCT 規則の R1・R2 改正について

R1 改正のポイント

(20分)

R69.1(a) に付けて

R549
2.1(a)

改正前 「原則、13月 or 22月」 後。
 例外的に、明示請求権がある場合、R549の2.1(a)の
 経過前であるモ、③と列挙する。

改正後 「原則、(i)(ii)(iii)が^{23, 24}あり、
 R549 2.1(a)の経過前であるモ
 ③と列挙する。
 例外的に、出願人が延期請求
 案を行なう場合には、この限りでない」

〔注意〕 大修正外側に書き出さないように書いて下さい。

スマスにて字書いて下さい。

修正する場合はわかりやすく、修正テープでそれいに消して下さい。

前の頁の欄間に「ドクターページ」と記入して下さい。

講義終了後、講座運営に提出して下さい。

テーブコード

--	--	--

PCT規則/9

R2改正

- * 1. 規則/20.5の2に基づく
明細書等の補充 (10分)
(既に提出された要素及び部分)
2. 第82規則/4 (10分)
(官房における電子的な通信手段)
(不適)
- * 3. 第26規則/4 (10分)
(R4.1112規定による表示の補充又は追加)

【注意】
①改訂点は外側に読み出さないよう書いて下さい
②一文字に一文字書いて下さい
③修正する場合はわかりやすく、修正マークつきで書いて下さい
④最後の欄の欄外にしPCLラストページを記入して下さい
⑤標準形式で、添田運営に提出して下さい

テープコード

--	--	--

4. 第71型則、第94型則

(公)の予備審査機関が保有する
一社者類の閲覧 10分

5. 第15. 16. 57. 96 型則

(官)の手数料・送金の相殺 10分

〔注意〕 ①文書より外側に日本語で記入して下さい。
②スマートフォン用いて書いて下さい。

封緘する場合はわざりやすく、修正テープでよれりに隠して下さい。
③最後の頁の欄内に「リラストラップ」を記入して下さい。
④講義終了後、講座報告に提出して下さい。

テープコード

--	--	--

【令和元年（2019年）におけるPCT規則改正】

第69規則 国際予備審査の開始及び国際予備審査のための期間

69.1 国際予備審査の開始

(a) (b)から(e)までの規定に従うことを条件として、国際予備審査機関は、次の全てを受領した時は、国際予備審査を開始する。

(i) 国際予備審査の請求書

(ii) 取扱手数料及び予備審査手数料の支払うべき額の全額

(iii) 国際調査報告又は17条(2)(a)に基づき国際調査報告を作成しない旨の宣言のいずれか及び
43の2.1の規定に基づき作成された書面による見解

ただし、国際予備審査機関は、出願人が明示的に早期の開始を請求した場合を除くほか、54の
2.1(a)に規定する期間の満了前までは、国際予備審査を開始しない。

↓下線部が変わった。

69.1 国際予備審査の開始

(a) (b)から(e)までの規定に従うことを条件として、国際予備審査機関は、次の全てを受領した場合には、国際予備審査を開始する。

ただし、出願人が54の2.1(a)に規定する期間の満了する時まで国際予備審査の開始を延期する
よう明示的に請求したときは、この限りではない。

(i) 国際予備審査の請求書

(ii) 取扱手数料及び予備審査手数料の支払うべき額の全額

(iii) 国際調査報告又は17条(2)(a)に基づき国際調査報告を作成しない旨の宣言のいずれか及び
43の2.1の規定に基づき作成された書面による見解

【H30-3-(イ)】

国際予備審査機関は、出願人が明示的に早期の開始を請求した場合を除くほか、優先日から22月の
満了前までは、国際予備審査を開始しない。

(Ans) × PCT 規則 69.1(a) (正答率 31.7%)

国際予備審査機関が国際予備審査を開始しないのは、PCT 規則 54 の 2.1(a) (3 月 or 22 月) の期間満了時までに、出願人が国際予備審査開始の延期を明示的に請求したときである (同規則 69.1(a)但書)。さもなければ、優先日から 22 月の満了前でも、国際予備審査を開始する (69.1(a)本文)。
よって、本枝は誤り。

【R2-4-3】

国際予備審査機関は、国際予備審査の請求書、所定の手数料の支払うべき額の全額 (所定の後払手数料を含む)、国際調査報告及び、国際調査機関の書面による見解を全て受領しても、出願人が明示的に早期の開始を請求した場合を除き、規則に規定する期間の満了前までは、国際予備審査を開始してはならない。

(Ans) × PCT 規則 69.1(a) (正答率 41.9%) … 基本的に、H30-3(イ)と同様の問題である。

テープコード

--	--	--

【令和2年（2020年）におけるPCT規則改正】

令和2年7月1日に発効するPCT規則改正の主な内容は、以下の通り。

1. 規則20.5の2に基づく明細書等の補充
2. 官庁に起因するシステム停止のセーフガード（第82規則の4）
3. 規則4.11に基づく表示の補充又は追加（第26規則の4）
4. 国際予備審査機関が保有する一件書類の閲覧（第71規則、第94規則）
5. 官庁間の手数料送金の相殺（第15、16、57、96規則）

1. 規則20.5の2に基づく明細書等の補充

PCT国際出願では、明細書、請求の範囲又は図面の全部又は一部を記載せず、欠落した状態で出願してしまった場合、当該欠落部分を補充する又は先の出願からの引用により補充することができる（規則20.3及び20.5）（※）。

（※）・明 or 請の全部が欠落している場合の補充命令がR20.3(a)(ii)、明 or 請の一部欠落又は図の全部若しくは一部の欠落が発見された場合の補充命令がR20.5(a)である。

c.f. 特38条94

この度、規則改正（R2改）によって、上記の欠落部分の補充に加え、誤った明細書、請求の範囲又は図面の全部又は一部を記載して出願してしまった場合に、当該誤って提出された部分に代わるべき適切な部分（以下「適切な明細書等」）を補充する又は先の出願からの引用により補充することができるようになった（規則20.5の2）。

これにより、2020年（令和2年）7月1日以降に受理された国際出願については、出願人は受理官庁に対してこの適切な明細書等の補充を行うことができるようになった。

【R3-1-(イ)】

受理官庁が、国際出願として提出された明細書又は図面が誤って提出されたと認める場合、出願人に対して規則4.18（引用により含める旨の陳述）の規定に基づき国際出願の明細書に明示的に引用された非特許文献に完全に記載されている要素及び部分を明細書又は図面に含める書面を、所定の期間内に、受理官庁に提出することを求める。

(Ans) × PCT規則20.5の2(a)

受理官庁は、明 or 図面が誤って提出されたと認める場合は、出願人に対し、①正しい要素又は部分を提出することにより、国際出願として提出されたものを補充すること（R20.5の2(a)(i)）、又は②R4.18に基づき当該正しい要素又は部分を引用により含めることをR20.6(a)の規定に従って確認すること（R20.5の2(a)(ii)）を求める。

したがって、「引用された非特許文献に完全に記載されている要素及び部分を明細書又は図面に含める書面を受理官庁に提出すること」を求めるわけではない。

よって、本枝は誤り。

テーブコード

--	--	--

2. 官庁に起因するシステム停止のセーフガード（第82規則の4）

【P C T 規則第 82 規則の 4】期間が遵守されなかつことによる遅滞についての許容

8 2 の 4. 1 期間が遵守されなかつことによる遅滞についての許容

- (a) 関係者は、住所若しくは営業所を有する地又は滞在地において戦争、革命、市民暴動、同盟罷業、天災、電子通信サービスの全般的な不通その他これらに類する事由により、受理官庁、国際調査機関、補充調査のために指定された機関、国際予備審査機関又は国際事務局に対し行為を行うための規則に定める期間が遵守されなかつこと及び合理的にできる限り速やかに適切な措置をとつたことを示す証拠を提出することができる。
- (b) (a) に規定する証拠は、(a) に規定する期間の満了の後 6箇月以内に、場合に応じ、(a) に規定する官庁、機関又は国際事務局に提出する。
- (a) に規定する状況が名あて人にとって満足するものである場合には、期間が遵守されなかつことによる遅滞は、許容される。
- (c) 指定官庁又は選択官庁は、遅滞を許容する決定を行う時に、第 22 条又は第 39 条に規定する行為を既に行つた出願人に対し、その遅滞の許容を考慮する必要はない。

8 2 の 4. 2 官庁における電子的な通信手段の不通

- (a) いづれの国内官庁又は政府間機関も、当該国内官庁又は政府間機関が認める電子的な通信手段のいづれかの不通により、当該国内官庁又は政府間機関に対し行為を行うための規則に定める期間が遵守されなかつた場合には、その期間が遵守されなかつことによる遅滞を許容する旨を定めることができる。ただし、それぞれの行為が、当該電子的な通信手段が回復した後続の最初の就業日に行われたことを条件とする。関係国内官庁又は政府間機関は、不~~通~~期間を含む当該不通に関する情報を公表するとともに、国際事務局にその旨を通知する。
- (b) 指定官庁又は選択官庁は、(a)に定める情報が公表される時に、第 22 条又は第 39 条に規定する行為を既に行つた出願人に対し、(a)に定める期間が遵守されなかつことによる遅滞の許容を考慮する必要はない。

テープコード

--	--	--

【国際出願法施行規則 第73条の2、第73条の3】(書面の提出期間の特例)**第73条の2**

法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められており、かつ、特許庁長官又は審査官の命令又は通知の書面の発送の日から当該提出期間が開始するもの（以下この条において「提出書面」という。）を提出しようとする場合において、その命令又は通知の書面を発送の日の後七日よりも遅い日に受領したことにより、当該提出期間内に提出書面が特許庁に到達しなかつたときは、出願人は、特許庁長官に対し、その旨を証明する証拠を提出することができる。

- 2 特許庁長官は、前項の規定により提出した証拠により、出願人が当該命令又は通知の書面を発送の日の後七日よりも遅い日に受領したと認めたときは、提出書面の提出期間が当該命令又は通知の書面の発送の日の後七日を超える日数に等しい日数を加えた日に満了するものとして取り扱わなければならない。

第73条の3

法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められているものを提出しようとする場合において、その出願人又は代理人の住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）の属する地又は滞在地において戦争、革命、暴動、同盟罷業、天災、電気通信回線の故障その他これらに類する事由により、当該出願人又は代理人が当該提出期間内にその書面を特許庁に提出することができなかつたときは、出願人は、特許庁長官に対し、その旨及び当該事由がなくなった後できる限り速やかに当該書面を提出したことを証明する証拠を、当該提出期間の経過後6月以内に限り、提出することができる。

- 2 特許庁長官は、前項の規定により提出された証拠により、出願人又は代理人が書面をその提出期間内に特許庁に提出することができなかつた原因が同項に規定する事由によるものであると認められ、かつ、出願人が当該事由がなくなった後できる限り速やかに当該書面を提出したことを証明したときは、その書面をこの提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

- 3 第1項に規定する場合において、出願人又は代理人が書面をその提出期間内に特許庁に提出することができなかつた原因が特許庁長官が認める電気通信回線の故障によるものであると認められ、かつ、出願人が当該事由がなくなった日の翌日に当該書面を提出したときは、特許庁長官は、その書面をこの提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

テープコード

--	--	--

3. 規則4.11に基づく表示の補充又は追加（第26規則の4）

・ 繼続出願 (Continuation Application) … (※1) や、

一部継続出願 (Continuation-in-part Application) … (※2)

等の表示を定めたPCT規則4.11(a)(i)及び(ii)に基づく表示の記載忘れや記載ミスを、国際段階で補充・追加できるようにする明確な法的根拠を定めたものである。

【26の4.1 表示の補充又は追加】

出願人は、優先日から16箇月の期間内に国際事務局に提出する書面によって、4.11 (※3) に規定する表示を願書に補充し又は追加することができる。

ただし、当該期間の満了後に国際事務局が受理した当該書面は、国際公開の技術的準備が完了する前に到達した場合には、当該期間の末日に国際事務局が受理したものとみなす。

【26の4.2 遅れた表示の補充又は追加】

国際事務局は、4.11に規定する表示の補充又は追加が26の4.1に定める期間内に受理されない場合には、出願人にその旨を通知し、実施細則の定めるところによって処理する。

※1 (継続出願) … 明細書又は図面にのみ記載した発明の別途権利化を図る手段

(分割出願に似ているが、分割出願は单一性違反からの救済手段)

※2 (一部継続出願) … 国内優先権主張出願に似ているが、先の出願が継続している限りいつでも行うことができ、先の出願の取下擬制がない点が異なる。

※3 (規則4.11) … 継続出願 or 一部継続出願 又は 原出願 or 原特許の表示

(a) 次のいずれかの出願について、

(i) 出願人が、49の2.1(a)若しくは(b)の規定により、国際出願がいずれかの指定国において追加特許、追加証、追加発明者証若しくは追加実用証を求める出願として取り扱われることを希望する旨の記載をする場合又は

(ii) 出願人が、49の2.1(d)の規定により、国際出願がいずれかの指定国において先の出願の継続出願若しくは一部継続出願として取り扱われることを希望する旨の記載をする場合には、願書には、その旨の表示を記載し、関連する原出願、原特許又はその他原付与を表示する。

テープコード

--	--	--

4. 國際予備審査機関が保有する一件書類の閲覧（第71規則、第94規則）

第 71 規則 國際予備審査報告の送付

7 1. 1 受取人

- (a) 國際予備審査機関は、國際予備審査報告及び、該当する場合には、附屬書類を國際事務局及び出願人に各一通同一の日に送付する。
- (b) 國際予備審査機関は、実施細則に従つて、國際予備審査の一件書類中その他の書類の写しを國際事務局に送付する。

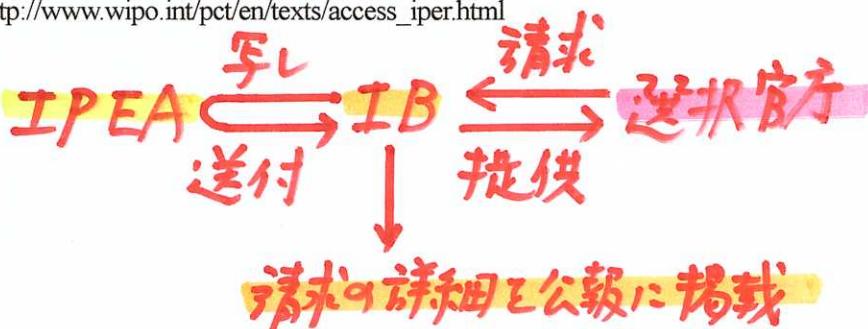
第 94 規則 國際出願の一件書類の利用

9 4. 1 國際事務局が保有する一件書類の利用

- (a) 國際事務局は、出願人又は出願人の承諾を得た者の請求に応じ、役務の費用の支払を条件として、一件書類中の文書の写しを提供する。
- (b) 國際事務局は、第三十八条及び(d)から(g)までの規定に従うことを条件とし、かつ、国際出願が国際公開された後はいかなる者の請求にも応じ、役務の費用の支払を条件として、一件書類中の文書の写しを 提供する。写しの提供は、役務の費用の支払を条件とすることができる。
- (c) 國際事務局は、國際予備審査報告の作成の後、選択官庁により請求された場合に、当該選択官庁に代わって、(b)の規定により、7 1. 1 (a) 又は(b)に基づいて國際予備審査機関から國際事務局に送付された書類の写しを提供する。
國際事務局は速やかにこの請求の詳細を公報に掲載する。… (※)

(※) … 國際事務局が代わりに國際予備審査報告の写しを提供することについて請求を行った選択官庁に関する情報は、以下のW I P O ウェブサイトでも公表される。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/access_iper.html



テープコード

--	--	--

5. 官庁間の手数料送金の相殺（第15、16、57、96規則）

第 96 規則 手数料表並びに手数料の受領及び移転

9.6. 1 規則に附属する手数料表

第15規則、45の2.2及び第57規則に規定する手数料の額は、スイスの通貨で表示する。手数料の額は、この規則に附属しこの規則の不可分の一部をなす手数料表に定める。

9.6. 2 手数料の受領の通知及び手数料の移転

- (a) この9.6.2の規定の適用上、「官庁」とは受理官庁（受理官庁として行動する国際事務局を含む。）、国際調査機関、補充国際調査のために指定された機関、国際予備審査機関又は国際事務局をいう。
- (b) この規則又は実施細則に従って他の官庁のための手数料を徴収する官庁（「徴収官庁」）は、実施細則に従って速やかに当該他の官庁（「受益官庁」）に当該手数料の受領を通知する。受益官庁は、当該通知の受領により、徴収官庁が手数料を受領した日に当該手数料を受領したものとして処理する。
- (c) 徴収官庁は、実施細則に従い、受益官庁のために徴収した手数料を当該受益官庁に移転する。

【第15、16、57規則を掲載するのは大変なので、代わりにポイントを示す。】

送付手数料（第14規則）は、徴収官庁たる受理官庁のための手数料なので、手数料を移転する必要がない。そのため、第14規則は、規則96.2とは無関係である。

国際出願手数料（第15規則）は、国際事務局のための手数料なので、徴収官庁たる受理官庁は、96.2の規定に従い、受益官庁たる国際事務局に移転する。

調査手数料（第16規則）は、国際調査機関のための手数料なので、徴収官庁たる受理官庁は、96.2の規定に従い、受益官庁たる国際調査機関に移転する。

取扱手数料（第57規則）は、国際事務局のための手数料なので、徴収官庁たる国際予備審査機関は、96.2の規定に従い、受益官庁たる国際事務局に移転する。

予備審査手数料（第58規則）は、徴収官庁たる国際予備審査機関のための手数料なので、手数料を移転する必要がない。そのため、第58規則は、規則96.2とは無関係である。

58

テーブコード

--	--	--